

第6章 海上事故災害対策

第1節 海上事故災害予防計画

【関係機関】 県（◎防災局、農林水産部、交通政策局）、県警察、市町村、消防本部、新潟地方気象台、北陸地方整備局、北陸信越運輸局、第九管区海上保安本部、海上運送事業者、新潟県水難救済会

1 計画の方針

(1) 基本方針

旅客船、その他多数の人が乗船している船舶の遭難又は漁船の集団遭難等が発生した場合、多数の死傷者が発生する可能性があることから、関係機関は海難の未然防止に努めるとともに、事故発生時においては、速やかな情報収集、捜索・救助活動が可能となるよう、防災関係機関の体制整備、資機材の整備等について定める。

(2) 各主体の責務

ア 県は、情報収集をはじめとする初動体制の充実を図るとともに、関係機関との相互協力体制の強化に努める。

イ 沿岸市町村及び消防機関は、情報収集をはじめとする初動体制の充実を図るとともに、消火・救助活動を行うための資機材の整備に努める。

ウ 海上保安機関は、関係者に対して海難の未然防止と海上の安全確保を指導するとともに、事故発生時における情報収集・救護体制の強化に努める。

エ 海上運送事業者等は、船舶の安全管理を徹底し、海難の未然防止と海上の安全確保に努める。

(3) 達成目標

船舶の検査を通じた海上交通の安全確保を図るとともに、事故発生時における速やかな情報収集及び捜索・救助活動を可能とする関係機関の相互協力体制を確立する。

(4) 荒天時の対応

荒天時においては、船舶・航空機等による情報収集・捜索・救助活動等が困難であることに鑑み、関係防災機関は、あらかじめ資機材の整備、情報収集体制の強化等に努める。

2 海上保安機関の役割

(1) 防災体制の整備

第九管区海上保安本部は、大規模海難等に備え、非常配備又は警戒配備による

即応体制の整備を図る。

(2) 災害時の関係機関との連絡窓口等

第九管区海上保安本部は、海上事故が発生した場合又は発生するおそれがある場合、迅速かつ的確な災害情報の収集・連絡体制の確立を図るため、平素から防災関係機関との連絡窓口、連絡方法を定める。

防災事務担当部課	住所等
警備救難部環境防災課	住所 〒950-8543 新潟市中央区美咲町1-2-1
	電話 025-285-0118 内線 3315
	025-285-0122（夜間及び休日：運用司令センター直通）
	118（緊急特番）
	FAX 025-288-2613
	防災無線 752

(3) 海上防災思想の普及

第九管区海上保安本部は、海難防止、海上事故災害防止に係る講習会の開催、訪船指導等を行うことにより、海上事故災害防止思想の普及に努める。

(4) 消防機関との連絡調整

海上保安機関は、海上事故災害等の場合における消火活動及び救出救護活動を効果的に実施するため、平素から消防機関と以下の事項の調整を図る。

- ア 情報及び資料の交換
- イ 消火活動要領及び連絡周知系統の作成
- ウ 必要資機材の整備の促進
- エ 合同訓練の実施

また、法令に定めるもののほか、入港船舶の危険物積載の状況、消火薬剤の備蓄状況等、消火活動上あらかじめ掌握しておく必要があると認められる資料及び情報については、消防機関と相互に交換する。

(5) 医療機関との協力

迅速かつ的確な救助活動の確立を図るため、第九管区海上保安本部は、医療機関との連絡・協力体制の整備を図る。

(6) 市町村との連絡体制

迅速かつ的確な救助活動の確立を図るため、海難船舶に係る情報の伝達等に関し、第九管区海上保安本部等は、市町村との連絡体制強化に努める。

(7) 海上交通の安全確保

第九管区海上保安本部は、北陸地方整備局及び県と調整のうえ、管轄海域及び港湾内における船舶の安全航行環境の整備、海上交通情報の提供体制の整備等に努める。

(8) 海難防止指導

新潟海上保安部、佐渡海上保安署、上越海上保安署は、海難防止講習会の開催や訪船等により、船長及び海事関係者を指導し、事故防止に努める。

(9) 異常気象時における避難体制の確立

第九管区海上本本部は、気象、高潮、波浪等に関する特別警報、警報及び災害

に関する情報の通知を受けたときは、無線により船舶に対し情報提供を行い、事故防止に努める。

3 海上運送事業者等の役割

(1) 安全管理規程の作成

海上運送事業者等は、海上運送法第10条の3の規定に基づいて安全管理規程を作成し、船舶の安全な管理に必要な事項を定めるものとする。

安全管理規程は、運航中の船舶に係る事故の処理に関し、航路の実情に応じて各航路事故処理基準を設ける等、人命の安全確保と損害の最小化を図るものとする。各航路事故処理基準においては、概ね次の事項を定めるものとする。

ア 事故等発生時の通報

イ 事故の処理等

ウ 非常対策本部の設置等

(2) 事故発生時の連絡体制

海上運送事業者等は、関係機関等と協議のうえ、あらかじめ事故発生時の連絡先について定める。

4 県の役割

(1) 関係機関の運営協力

県は、海上事故災害等の発生予防のため、新潟県水難救済会等の運営に協力し、災害時に、関係機関の円滑な対応が図れるよう努める。

(2) 情報の収集・連絡体制の強化

県は、的確な災害応急対策を実施するため、自ら情報を迅速に収集するとともに、関係機関との情報共有を可能とするよう、消防防災ヘリコプター等による情報収集活動体制及び関係機関への連絡体制の強化を図る。

特に、第九管区海上保安本部及び警察本部とは、救助活動等の実施に係る情報を相互に共有するための連絡方法及び連絡窓口を定める。

(3) 初動体制の充実

県は、収集した情報を分析整理するための人材育成に努めるとともに、必要に応じて専門家の意見を活用できるよう体制整備を図る。また、夜間・休日の参集体制及び初動マニュアル等の整備に努める。

(4) ヘリコプター受援体制の充実強化

県は、迅速な情報収集活動のため、広域航空消防受援活動が円滑かつ的確に実施されるよう、受援ヘリコプターの受援体制の充実強化に努める。

(5) 県広域災害・救急医療情報システムの習熟

県は、海上事故災害発生時に県広域災害・救急医療情報システムを活用した医療救護活動が的確に実施できるよう、同システムの習熟に努める。

5 県警察の役割

県警察は、大規模な海難事故の発生に際し、迅速な情報収集活動を行い、海上保安機関及び消防機関の救護活動を支援する体制の整備に努める。

6 沿岸消防機関の役割

(1) 海上保安機関との連絡調整

消防機関は、海上事故災害等の場合における消火活動を効果的に実施するため、平素から海上保安機関と以下の事項の調整を図る。

- ア 資機材の保有状況等の資料の交換
- イ 消火活動要領及び連絡周知系統の作成
- ウ 必要資機材の集中使用の計画実施
- エ 必要資機材の整備の促進
- オ 合同訓練の実施

また、法令に定めるもののほか、入港船舶の危険物積載の状況、消火薬剤の備蓄状況等、消火活動上あらかじめ掌握しておく必要があると認められる資料及び情報については、海上保安機関と相互に交換する。

(2) 資機材の整備等

消防機関は、海上事故災害が発生した場合における消火活動及び救出救護活動を効率的に行うため、地域の実情に応じた体制及び資機材の整備等を図る。

7 新潟地方気象台の役割

新潟地方気象台は、海上交通に影響を及ぼす自然現象の監視に努め、適時・適切な予報・警報等の情報発表に努める。

また、情報を迅速かつ適切に収集・連絡するための体制並びに施設及び設備の充実を図る。

8 北陸地方整備局の役割

北陸地方整備局は、第九管区海上保安本部及び県と調整のうえ、管轄海域及び港湾内における船舶の安全航行環境の整備、海上交通情報の提供体制の整備等に努める。

9 北陸信越運輸局の役割

(1) 海上交通の安全確保

北陸信越運輸局は、海上運送事業者の運送管理について監督、指導するとともに、県内各港に入港する船舶の立入検査等を通じ、海難の未然防止と海上交通の安全確保に努める。

(2) 船舶の安全性の確保

北陸信越運輸局は、船舶の安全性を確保するとともに、海洋汚染の防止を図るため、船舶の定期的検査、立入検査等を実施し、必要な指導を行う。

(3) 重大事故情報等の役割

北陸信越運輸局は、重大な事故の情報、過去の行政処分歴等を公表する。また、国による安全情報の拡充、旅客船事業者の安全性評価・認定制度等により、旅客船事業者に係る安全情報の充実を図るものとする。

10 関係団体の役割

船舶所有者、船舶代理店、荷主、荷受人等は、オイルフェンス、油処理剤、油吸着材等の流出油防除に必要な資機材及び化学消火薬剤等消火機材の備蓄に努める。

11 新潟県水難救済会の役割

新潟県水難救済会は、関係機関の協力を得て、海難救助訓練を実施するとともに、各救難所の施設整備に努める。また、救助用資機材の備蓄に努める。

12 市町村地域防災計画に定めるべき事項

- ・ 海上事故災害に関する情報の連絡体制
- ・ 消防本部等における消火・救助資機材の整備

第2節 海上事故災害応急対策

【関係機関】 県（◎防災局、福祉保健部、交通政策局）、県警察（警察本部、警察署等）、沿岸市町村、消防本部、北陸地方整備局、第九管区海上保安本部、自衛隊、海上運送事業者

1 計画の方針

(1) 基本方針

海上事故災害が発生した場合、関係機関は協力して被害の拡大及び二次災害を防止するため、迅速かつ効率的に災害応急対策を実施する。

(2) 関係機関の活動調整

ア 活動調整

- ・ 災害現場における初動対応を迅速かつ効果的に実施するため、当該対応を行う関係機関は、相互に連絡の上、活動調整を行う。

イ 合同対策調整会議

- ・ 旅客船、その他多数の人が乗船している船舶の遭難等、多数の死傷者や行方不明者が発生する可能性がある海上事故が発生した場合、船舶所有者、海上保安機関、県警察、消防、行政等の関係防災機関が一体となり、総合的かつ計画的な応急対策を実施するため、必要により現地において合同対策調整会議を開催し、各機関の対応を調整する。会議は県が招集し、国の現地災害対策本部が設置された場合は、その指示に基づき必要な調整を行う。

(3) 各主体の役割

ア 県

- ・ 海上事故災害の情報を受理したときは、県所属船舶による情報収集を行い関係機関に伝達する。
- ・ 応急対策上必要な事項について、関係機関、関係団体等に要請を行う。
- ・ 沿岸市町村に対し、応急対策の要請を行う。
- ・ 沿岸市町村から要請があり必要と認められる場合又は自ら必要と判断した場合は、消防防災ヘリコプターを出動する。
- ・ 沿岸市町村から要請があり必要と認められる場合は、自衛隊に対し災害派遣を要請する。
- ・ 第九管区海上保安本部又は沿岸市町村から要請があり必要と認められる場合、又は自ら必要と判断した場合は、新潟DMAT又は県医療救護班の派遣や医療機関への傷病者受入れ等の要請を行う。

イ 市町村

- ・ 水難救護法による人命、船舶の救助を行う。
- ・ 地先水面の海岸パトロールを行う。
- ・ 人命救助、初期消火及び延焼防止の措置をとる。
- ・ 被害の及ぶおそれのある沿岸住民に対し災害状況の周知を行う。
- ・ 火気使用の制限又は禁止等発災危険防止措置の広報及び警戒を行う。

- ・ 沿岸住民に対する避難指示を行う。
- ・ 救護所を設置し、必要に応じて県へ医療活動の支援要請を行う。
- ・ 火災等及び漂着等被害が沿岸に及ぶおそれのある地先海面への巡回監視を行う。

ウ 消防機関

- ・ 関係機関と協力し、火災発生時における消火及び警戒等行う。
- ・ 負傷者、被災者等の避難誘導及び救助を行う。
- ・ 負傷者のトリアージ、応急手当及び搬送を行う。
- ・ 流出油等危険物に関する対応を行う。

エ 第九管区海上保安本部

- ・ 海難救助等
 - a 海難等が発生した場合は、速やかに巡視船艇及び航空機等により捜索救助を行う。
 - b 海難等海上事故災害に関し、必要に応じて関係機関に対し協力を要請する。
 - c 救助活動に関し、その規模、事態の急迫性等から必要と認めるときは、自衛隊に対して救助等の要請を行う。
- ・ 遺体の収容及び行方不明者の捜索を行う。
- ・ 船舶火災等
 - a 船舶火災又は海上火災が発生したときは、巡視船艇等により迅速に消火活動を行うとともに、必要に応じ消防機関に協力を要請する。
 - b 船舶火災の場合には、「海上保安庁の機関と消防機関との業務協定の締結に関する覚書（昭和43年3月29日）」に基づき、消防機関と密接に協力し船舶火災消火活動を行う。
- ・ 海上交通安全の確保
 - a 港内等船舶交通の輻輳が予想される海域においては、必要に応じて船舶交通の整理、指導を行う。
 - b 異常気象等により船舶交通の危険が生じる恐れがある場合には、船舶に対し、湾外等の安全な海域への避難勧告等の船舶交通の規制を行うものとする。
 - c 海難の発生その他の事情により、船舶交通の危険が生じ、又は生じるおそれがあるときは、必要に応じて船舶交通を制限し、又は禁止する。
 - d 船舶交通の混乱をさけるため、災害の概要等、船舶の安全な運航に必要と考えられる情報について、無線等を通じ船舶への情報提供を行う。
- ・ 緊急輸送等
 - a 緊急輸送等の要請があったときは、状況に応じて支援する。

オ 県警察

- ・ 第九管区海上保安本部と協力の上、海上事故災害情報の収集及び伝達を行う。
- ・ 警察用船舶及びヘリコプターによる負傷者の救出及び救助を行う。
- ・ 第九管区海上保安本部と協力の上、遺体の収容及び行方不明者の捜索を行う。
- ・ 死傷者の身元確認を行う。

カ 船舶所有者等

- ・ 消火及び延焼防止措置をとる。
- ・ 現場付近の航行船舶に対し注意喚起を行う。
- ・ その他、第九管区海上保安本部の指示による措置をとる。

(4) 惨事ストレス対策

- ア 捜索、救助・救急又は消火活動を実施する各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努めるものとする。
- イ 消防機関は、必要に応じて、消防庁等に精神科医等の専門家の派遣を要請するものとする。

(5) 達成目標

海上事故災害が発生した場合には、全ての関係機関が情報収集、情報共有を行い、事態の早期把握に努め、速やかに応急対策を講じる。事態が切迫していると判断される場合には関係機関に広域応援要請を行い、情報収集、捜索・救助活動にあたる。

2 情報の流れ

(1) 災害発生現場から

情報発信者→情報受信者		主な情報内容
発見者 船舶所有者等	消防 県警察 第九管区海上保安本部	災害発生報告
消防 県警察 第九管区海上保安本部	市町村 県	災害発生の概況 被害情報
市町村	県	被害情報、対処状況、避難情報、 応援要請等

(2) 災害発生現場へ

情報発信者→情報受信者		主な情報内容
県	市町村	防災情報、応急対応の実施状況
市町村	一般県民 県警察等	防災情報、応急対応の実施状況 避難指示等

3 業務の体系

発生直後

↓ 発見者、事故原因者、付近航行船舶からの通報

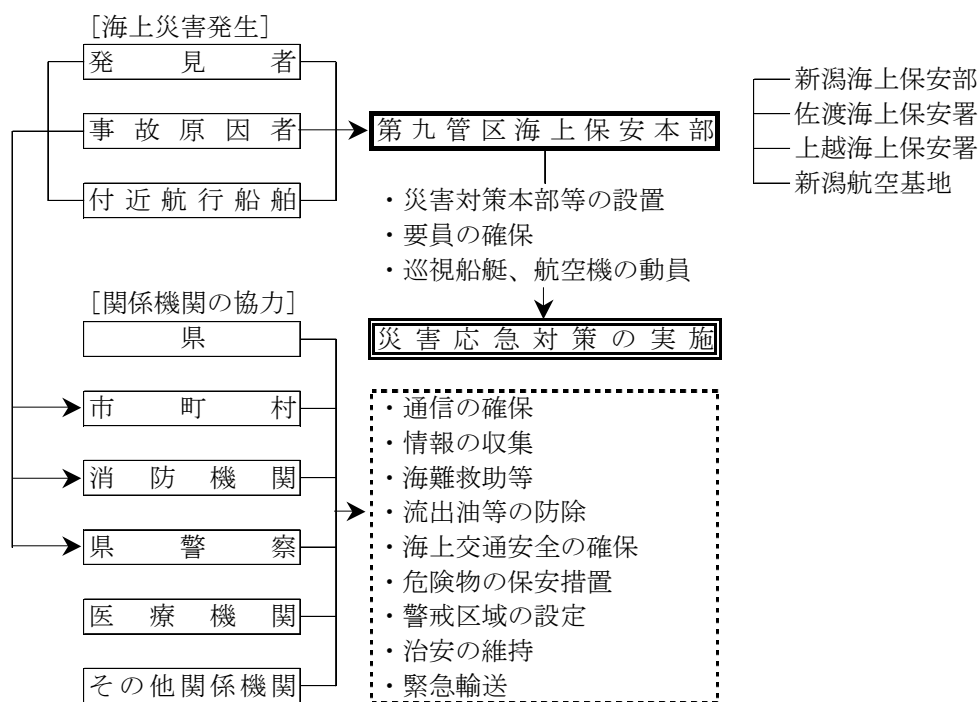
1 時間以内

↓ 巡視船艇・航空機の動員による情報収集

↓ 県、市町村、関係機関による情報収集

3 時間以内

↓ 関係機関の協力による応急対策の実施



災害応急活動は、事案毎に臨機応変かつ迅速に実施する。

なお、第1次情報及び被害情報伝達系統図については、第5章第4節「情報の収集・伝達計画」による。

4 業務の内容

(1) 応急体制の確立

実施主体	対 策	協力依頼先
第九管区海上保安本部	災害の発生が予想されるときは、応急体制の確立を図るとともに、災害が発生したときは、必要に応じ災害対策本部等を設置する。	国 県 市町村 自衛隊等
海上運送事業者等	発災後、速やかに「安全管理規程」、「各航路事故処理基準」により災害の拡大防止のため必要な措置を講じ、職員の非常参集、情報収集連絡体制及び非常災害対策本部設置等必要な体制をとる。	第九管区海上保安本部
県 県警察 市町村 消防本部等	沿岸部での災害等に対応するため、必要に応じ応急体制を確立する。	第九管区海上保安本部

(2) 合同対策協議会の開催

実施主体	対 策	協力依頼先
県 第九管区海上保安本部	応急対策に関する防災機関との連絡体制を強化し、強調を円滑に推進するために、必要に応じて協議の上、市町村、関係機関等による合同協議会を開催する。開催場所は県庁とする。ただし、必要な場合は県庁以外の場所において開催する。	国 市町村 自衛隊等

(3) 広報

実施主体	対 策	協力依頼先
第九管区海上保安本部	大規模海難等が発生したとき又は発生が予想されるときは、海上交通の安全確保を図る見地から、県等関係機関との調整を行い、適時適切な広報を行う。	県 市町村等

5 市町村地域防災計画に定めるべき事項

- ・ 応急対策計画（沿岸部に災害が広がった場合の応急体制の確立）
- ・ 関係機関との連絡体制
- ・ 住民への広報に関する事項

第3節 海上事故による危険漂流物対策

【関係機関】 県（総務部、環境局、◎防災局、農林水産部、土木部、交通政策局）、県警察（警察本部、警察署等）、市町村、消防本部、北陸地方整備局、第九管区海上保安本部、海上運送事業者、新潟県漁業協同組合連合会

1 計画の方針

(1) 基本方針

海上事故の発生又は海上荒天に際しては、船舶から木材、コンテナなどの積荷等が流出し、海上を航行する船舶に危険を及ぼし、又は漁業施設等への被害を及ぼし得ること、並びに漂着した積荷等が漂着先地域の住民等に被害を及ぼし得ることから、漂流物の速やかな処理に関して、関係機関が留意すべき事項について定める。

(2) 各主体の責務

ア 県は、海上事故の発生又は海上荒天に際し、積荷等の流出に係る情報を速やかに確認し、漂流が発生した場合には、速やかな情報収集と関係者への周知を通じて海上の安全確保を図るとともに、事故原因者に対し漂流物の回収を促す。

イ 市町村は、船舶から漂流した積荷等が沿岸市町村に漂着した場合には、必要に応じて警戒区域の設定や地域住民への広報を行い、危険物への接触等を防止するとともに、漂着物の処理に努め、二次災害の防止を図る。

ウ 第九管区海上保安本部は、海上事故の発生又は海上荒天に際し、船舶から積荷等が流出した場合においては、速やかに情報収集を行うとともに、海上を航行する船舶の安全確保に努める。

エ 船舶所有者又は船舶運航者は、海上事故の発生又は海上荒天に際しては、船舶から木材、コンテナなどの積荷等の漂流が発生し得ることに留意し、事前に荷崩れ防止措置の徹底を図る。

オ 事故原因者は、積荷等が流出した場合には直ちに海上保安機関に通報し、引き続き積荷の流出防止措置と速やかな回収活動に努める。

カ 県漁連は、船舶から流出した積荷等が漁業施設に漂着若しくは漁場へ沈降した場合には、漂着物の処理等を行うよう漁業者の指導に努めるなど、二次災害の防止を図る。

キ 地域住民は、沿岸部等で漂着物を発見した場合には、速やかに関係機関に通報する。

2 情報の流れ

漂流物に係る対応（漂流・漂着現場から）

情報発信者→情報受信者		主な情報内容
事故原因者	第九管区海上保安本部	漂流情報（流出位置、漂流物の種類・数量、現場の気象等）
第九管区海上保安本部	関係機関	海上における漂流・漂着物に係る情報

漁業協同組合	県漁連	漂流物の数量・位置・漂流等
県民	市町村、県 (消防、県警察)	漂流物の沿岸への漂着に係る情報
市町村	県	漂流物の沿岸への漂着に係る情報

漂流物に係る対応（漂流・漂着現場へ）

情報発信者→情報受信者	主な情報内容
第九管区海上保安本部	船舶に対する航行警報・安全通報 漂流物の海上における漂流予測
県	漂流物の海上における漂流予測 漂流物の沿岸への漂着予測
県漁連	漂流物の海上における漂流予測 漂流物の沿岸への漂着予測

3 業務の体系（発生後のフロー）

発生直後

↓

航行警報、安全通報による情報提供
巡視船艇・航空機による状況調査指示

1時間以内

↓

航行警報、安全通報による情報提供
巡視船艇・航空機による状況調査実施
漂流予測の実施

漂着まで

↓

住民への広報
事故原因者に対する回収指導
回収活動の調整、一時保管場所の調整

漂着後

↓

回収作業、回収物の一時保管、処分場所の選択

4 業務の内容

(1) 漂流防止対策

実施主体	対 策	協力依頼先
第九管区海上保安本部	木材運搬船等に対する訪船指導の実施により、積荷の適切な積み付け、荒天避難措置の的確な実施について指導するとともに、冬季間の走錨荷崩れ注意報の運用を行う。	海上運送事業者等の海事関係者、船舶所有者
船舶所有者、運航管理者	海上保安機関の指導に基づき、船舶への積荷の適切な積み付けを実施するとともに、荒天が予想される場合の出航見合わせ又は早期避難の実施に努める。	

(2) 漂流情報の収集・提供

実施主体	対 策	協力依頼先
第九管区海上保安本部	航空機・船舶等により海上漂流物の情報収集を行うとともに、漂流状況・漂流予測に関する情報を関係機関に提供し、必要に応じて航行警報・安全通報等により航行船舶等に周知する。	海上運送事業者等の海事関係者、港湾管理者
県	消防防災ヘリ等により海上漂流物並びに沈降物の状況把握を行い、速やかに沿岸市町村、県漁連等に対して連絡する。	漁業協同組合、北陸地方整備局、第九管区海上保安本部
県	沖合での事故に際しては、海上保安本部から漂流物の情報を入手し、沿岸市町村に警戒文書を発出するとともに、マスコミ等を通じて県民に注意喚起を行う。 また、漂着が予想される海岸において、パトロール及び施設の緊急点検を実施し、危険が生じるおそれがある箇所を発見した場合は、人的被害の発生を防止するため、立入り禁止等必要な措置を講ずる。	第九管区海上保安本部、 県警察、 市町村
市町村	市町村は、県から提供される漂流物に関する情報を速やかに住民に広報するとともに、漂着が予想される海岸において、パトロール及び施設の緊急点検を実施し、危険が生じるおそれがある箇所を発見した場合は、人的被害の発生を防止するため、立入り禁止等必要な措置を講ずる。	消防本部

(3) 漂流物の回収対策

実施主体	対 策	協力依頼先
第九管区海上保安本部	事故原因者等に対し、漂流物の回収指導を行う。	県、沿岸市町村
事故原因者	海上保安機関等の指導に基づき、海上漂流物の回収に努めるとともに、漂流物が沿岸部に漂着した場合には、県、沿岸市町村と調整の上、速やかに漂着物の回収・処理を行う。	第九管区海上保安本部

<p>県</p>	<p>事故原因者に対して漂流物の速やかな回収を要請するとともに、漂流物が沿岸に漂着した場合、事故原因者との調整に基づき回収活動の支援に努める。</p> <p>また、市町村及び関係機関が行う漂流物の防除活動に際し、防除資機材の貸出等に係る調整を図るとともに、必要に応じて回収作業を支援し、事故原因者等に対し、発生した費用の求償等を行う。</p> <p>回収した漂着物を緊急に処理する必要がある場合等においては、安全な場所へ一時仮置きする。</p> <p>なお、漂流物は複数県にまたがって漂着する可能性が高いことから、隣接県及び市町村との調整を図った上、事故原因者に対して折衝するよう国に対して応援を要請する。</p>	<p>事故原因者、第九管区海上保安本部、北陸地方整備局、沿岸市町村、県漁連</p>
<p>県</p>	<p>県漁連及び各漁協と連携し、汚染魚介類の流通及び水産物の風評被害を未然に防止し、魚介類の安定的供給の確保を図る。</p> <p>流出物が漁場に沈降して漁業被害が出ているとの情報がある場合、必要に応じて沈降物の確認を行う。</p>	<p>県漁連</p>
<p>県警察</p>	<p>必要に応じ、漂流物の漂着現場における警戒・交通規制活動、立入禁止区域の設定及び住民の避難誘導支援等を実施し、事故原因者等が行う漂流物の回収措置を支援する。</p>	<p>市町村、消防機関</p>
<p>市町村</p>	<p>漂流物が沿岸部に漂着した場合、必要に応じて警戒区域を設定し、住民の避難誘導を行うなど、人的被害の発生を防止するとともに、事故原因者との調整に基づき、漂着物の回収活動の支援に努める。</p>	<p>県、消防本部</p>
<p>県漁連</p>	<p>危険物の流出に関する県内の全漁協の代表者として、県内各漁協の意見を調整・統合し、事故原因者、関係行政機関等の協力を得て必要な対策を講ずる。</p> <p>また、流出物が漁場に沈降し漁業被害が生じた場合、事故原因者に対する</p>	<p>各漁協、県、市町村</p>

	補償請求時に必要となる書類の保存作成について、漁業者等を指導する。	
--	-----------------------------------	--

5 市町村地域防災計画に定めるべき事項

- ・ 漂流・漂着物の情報の住民への周知方法
- ・ 危険漂着物に係る警戒区域の設定方法
- ・ 漂着物の回収に係る資機材の調達方法